第2号議案

送配電等業務指針の変更及びその認可申請について

(案)

1. 送配電等業務指針の変更

電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため、別紙1のとおり送配電等業務指針を変更する。

2. 送配電等業務指針の変更の認可申請

業務規程の変更案(第403回理事会第1号議案)が次回総会により議決された後、1.の変更案について、電気事業法(昭和39年法律第170号)第28条の46第1項後段及び広域的運営推進機関に関する省令(平成26年経済産業省令第36号)第14条第2項の規定に基づき、別紙2により、経済産業大臣に対し、送配電等業務指針の変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1:送配電等業務指針一部変更の件(送配電等業務指針変更案)

別紙2:送配電等業務指針変更認可申請書

送配電等業務指針一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 長期脱炭素電源オークションに関する規定の変更

【該当条文:第15条の9、第15条の10、第15条の12、

第15条の17、第15条の18、

第15条の19 (変更)

第15条の10の2 (新設)

第15条の4 (削除)】

- ・長期脱炭素電源オークションを実施する場合、メインオークションに 関する規定を準用する旨規定
- 2. 広域予備率 (翌々日) 算出に伴う規定の変更

【該当条文:第138条から第141条(変更)】

- ・電気事業者等は、各種計画の週間計画を更新する形で翌々日計画を提 出する旨規定。
- 3. 調整力の卸電力取引市場供出に伴う規定の変更

【該当条文:第139条(変更)】

・一般送配電事業者等は、1時間前取引により電気を販売する場合、発 電販売計画等を提出しなければならない旨規定。

以上

重击广播的演员推准挑组 光和重生类数长处 车间分离主

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表							
変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)						
平成27年4月28日施行	平成27年4月28日施行						
令和 <u>5年4月3日</u> 変更	令和 <u>年月日</u> 変更						
送配電等業務指針	送配電等業務指針						
電力広域的運営推進機関	電力広域的運営推進機関						

変 更 前 (変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(変更履歴)	(変更履歴)
平成27年4月28日施行	平成27年4月28日施行
平成27年8月31日変更	平成27年8月31日変更
平成28年4月1日変更	平成28年4月1日変更
平成28年7月11日変更	平成28年7月11日変更
平成28年10月18日変更	平成28年10月18日変更
平成29年4月1日変更	平成29年4月1日変更
平成29年9月6日変更	平成29年9月6日変更
平成30年6月29日変更	平成30年6月29日変更
平成30年10月1日変更	平成30年10月1日変更
平成31年4月1日変更	平成31年4月1日変更
令和元年7月1日変更	令和元年7月1日変更
令和元年12月11日変更	令和元年12月11日変更
令和2年2月1日変更	令和2年2月1日変更
令和2年3月30日変更	令和2年3月30日変更
令和2年4月1日変更	令和2年4月1日変更
令和2年7月8日変更	令和2年7月8日変更
令和2年10月1日変更	令和2年10月1日変更
令和3年4月1日変更	令和3年4月1日変更
令和3年4月16日変更	令和3年4月16日変更
令和3年7月1日変更	令和3年7月1日変更
令和4年4月1日変更	令和4年4月1日変更
令和4年4月1日変更	令和4年4月1日変更
令和4年7月5日変更	令和4年7月5日変更
令和5年4月1日変更	令和5年4月1日変更
	令和5年4月3日変更

変 更 前(変更点に下線)

変 更 後(変更点に下線)

(容量オークションの参加条件)

- 第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号の規定により本機関が実施するメインオークショ | 第15条の4 削除 ンの参加条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札 等その他制度から補填金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できな い電源は除く。)。
- 一 次のアからエまでのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安 定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」とい う。) であること。
- ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)
- イ 火力電源
- ウ原子力電源
- エ 再生可能エネルギー電源 (ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)
- 二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力 (同一の一般送配電事業者の供給区域に属する期待容量が1,000キロワット未満の複数の電源 を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動 電源提供者」という。)であること。
 - ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)
 - イ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)
- 三 次のアからウまでのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則(平成7年 通商産業省令第77号)第1条第2項第7号に定める特定抑制依頼をいう。)等により、期待容量 が1,000キロワット以上の供給力(同一の一般送配電事業者の供給区域に属する複数の電源等 を組み合わせる場合を含む。)を提供する事業者(ただし、前号ア又はイに該当する電源及びそれ ら電源のみを組み合わせて提供する事業者を除く。以下「発動指令電源提供者」という。)である こと。
- ア 安定的に電気を供給することが困難な事業用電気工作物
- イ 特定抑制依頼
- ウ 期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等
- 2 業務規程第32条の2第2号の規定により本機関が実施する追加オークションの参加条件は、次の 各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填 金等を得ている電源及び一般送配電事業者の供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)。
- 一 業務規程第32条の2第2号アの規定により調達オークションを実施する場合 次のアからウ までのいずれかの事業者であって、同アからウまでに記載する条件を満たしていること。
- ア 前項第1号から第3号までのいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を 対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事 由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなか ったこと(ただし、前項第3号の規定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)。
- イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オーク ションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点か ら発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量 を超過する供給力を提供できるようになったこと。
- ウ 発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保

変 更 前 (変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。	
二 業務規程第32条の2第2号イの規定によりリリースオークションを実施する場合 前項第1	
とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること(ただし、前項第3号の規	
ー 定に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)。	
(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)	(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)
第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(ただし、第15条の7条	第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(第15条の7第2号を除
第2号は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読	く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と、「第32条
 み替える。	の12」とあるのは、「第32条の22において準用する業務規程第32条の12」と読み替えるも
2 第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できな	2 調達オークション募集要綱の参加条件に該当する事業者のうち、調達オークションの実需給年度を
かった安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量	ー 対象とするメインオークションに応札し、落札できなかった事業者であって、次の各号のいずれかに
	該当する者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。
	一 調達オークション募集要綱に定める安定電源により安定的な供給力を提供する事業者又はその
	取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)
	二 調達オークション募集要綱に定める変動電源により供給力を提供する事業者又はその取次を業
	として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)
(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)	(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)
第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(ただし、第15条	第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(<u>第15条の7第2</u>
<u>の7第2号及び第3号は</u> 除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリース	<u>号及び第3号を</u> 除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークシ
オークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。	ョン」 <u>と</u> 、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と、「第32条の12」とあるのは、
(新設)	(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)
	第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する(第15
	条の7第2号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オ
	<u>ークション」と、「第32条の12」とあるのは、「第32条の23の2において準用する業務規程第</u>
	32条の12」と、読み替えるものとする。
(供給力確認対象事業者の条件)	(供給力確認対象事業者の条件)
第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に	第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に
定めるとおりとする。	定めるとおりとする。
一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった	一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった
<u>発動指令電源提供者</u>	メインオークション募集要綱に定める発動指令電源により供給力を提供する事業者(以下「発動指
	令電源提供者」という。)
二(略)	二(略)
(アセスメント)	(アセスメント)
第15条の17 本機関が業務規程第32条の34の規定により容量提供事業者に対して実施するア	第15条の17 (削る)
セスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。	
一 電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リス	
トの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。	
二 実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テスト	
の実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。	
	4

変 更 前 (変更点に下線)

- 三 電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期 待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事 項の確認を行う。
- 四 FIP電源及びFIT電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、随時、FIP電源及 びFIT電源の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める。)。
- 五 需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度 中に容量提供事業者に対して、次のアからウまでの手順により行う。
 - ア 本機関は、別表8-4に掲げる一般送配電事業者及び配電事業者から毎週木曜日に提出される 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画(週間計画)に基づき、翌週月曜日から金 曜日までの全国及び一般送配電事業者の供給区域における需給ひつ迫のおそれの有無を確認す る。
 - イ 本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者及び配電事業者から提出されるアセスメント の実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及 び提供実績等を確認する。
- ウ 本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。
- 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提 出しなければならない。
- 3 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32| 条の20第3項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。

(差替先電源等情報の登録条件)

- 第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電 | 源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うこ とができる。
- 一 第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。 ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札 されていないこと又は新設等やむを得ない事由により当該調達オークションに参加できなかった 場合に限る。
- 一 (略)
- 2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの | 2 差替先電源等提供者が発動指令電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれかの 条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。
- 一 第15条の4第2項第1号ア又はウに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること。 ただし、調達オークションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札 されていない場合に限る。
- 二 (略)
- 3 4 (略)

(電源等差替)

第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の | 第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の 登録の申込みを行うことができる。

一•二 (略)

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関の要請に応じ、業務規程第32条の34のアセスメン

変 更 後 (変更点に下線)

2 一般送配電事業者及び配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32 条の20第3項の規定により、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。

(差替先電源等情報の登録条件)

トに必要な情報を提出しなければならない。

- 第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電 源等が次の各号のいずれかの条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うこ とができる。
- 一 容量市場における入札ガイドライン(以下この条において「入札ガイドライン」という。)に定 める調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オークションが開催された場 合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていないこと又は新設等やむを得ない 事由により当該調達オークションに参加できなかった場合に限る。
- 二 (略)
- 条件に該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。
- 一 入札ガイドラインに定める調達オークションの参加条件を満たしていること。ただし、調達オー クションが開催された場合においては、当該調達オークションに応札され、落札されていない場合 に限る。
- 二 (略)
- 3 4 (略)

(電源等差替)

- 登録の申込みを行うことができる。なお、原則として、容量提供事業者が長期脱炭素電源オークショ ンで落札している電源については申込みを行うことはできない。
- 一•二 (略)

(接続検討の申込みを行っていない場合等の取扱い)

変 更 前 (変更点に下線)

- 第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。
- 一~六 (略)
- 七 第120条の4第1項第5号に掲げる場合
- 2 · 3 (略)

(広域連系系統の工事が含まれる契約申込み等の報告)

- 第91条 一般送配電事業者等は、次の各号に掲げる場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機 関に報告しなければならない。
- 一 系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる発電設備等に関する契約申 込みを受け付けた場合
- 二 第120条の4第1項第1号の規定により系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる電源 接続案件一括検討プロセスを開始する場合
- 三 <u>電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において、系統連系工事に広域連系系統の工事が含</u> まれることが判明した場合

(託送供給契約者による計画の提出)

第138条 (略)

- 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 (略)
- 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(<u>卸電力取引所における</u>翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、<u>週間計画以前</u>は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
- 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(<u>卸電力取引所における</u>翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前</u>は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

 $3 \sim 5$ (略)

別表8-1 需要調達計画等の提出

担山十2	年間計画	月間計画	週間計画	(新設)		자 다 카 마
提出する	(第1~	(翌月、	(翌週、		翌日計画	当日計画
計画	第2年度)	翌々月)	翌々週)			(※1)

変 更 後(変更点に下線)

第89条 第88条第1項の規定にかかわらず、一般送配電事業者等は、第79条第1項に掲げる場合において、次の各号に掲げるときは、発電設備等に関する契約申込みを受け付けず、接続検討の申込みその他の適切な対応を行うよう求めるものとする。

一~六 (略)

(削る)

2 · 3 (略)

(広域連系系統の工事が含まれる契約申込みの報告)

第91条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から系統連系工事に広域連系系統の工事が含まれる 発電設備等に関する契約申込みを受け付けた場合には、速やかに系統連系工事の概要等を本機関に報 告しなければならない。

(託送供給契約者による計画の提出)

第138条 (略)

- 2 需要調達計画等には、次の各号に掲げる需要調達計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。
 - 一 (略)
 - 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(翌日取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
- 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(翌日取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

 $3\sim5$ (略)

別表8-1 需要調達計画等の提出

提出する	年間計画	月間計画	週間計画			当日計画
	(第1∼	(翌月、	(翌週、	翌々日計画	翌日計画	(※1)
計画	第2年度)	翌々月)	翌々週)			(%1)

			変	更 前(変更点	に <u>下線</u>)		
提	出期限	毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	30分ごとの 実需給の 開始時刻の 1時間前
提出内容	需要計画	各月平休日 別の需要電 力の最大値 及び最小値		本機関が指 定する2点 の時刻の日 別の需要電 力	(新設)	30分ごとの需要電力量	30分ごとの需要電力量
	調達計画	の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の	各週平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 調達分の計画 値	する2点の時 刻の日別の調	(新設)		30分ごとの調達分の計画値
	販売計画	の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の	各週平休日別 の需要電力の 最大値及び最 小値発生時の 販売分の計画 値	刻の日別の販	(新設)	•	30分ごとの販売分の計画値

- (※1)翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(新設)

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

- 第139条 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。
- 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画 (一般送配電事業者又は配電事業者が調達したFIT電源により発電された電気に係る計画を含む。)
- 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、

提出期限 毎年 毎月1日 毎週水曜日午 午前10時 午前12時 開始時 10月末日 毎月1日 前10時 (※2) (※2) 日時間	刻の
各月平休日 各週平休日 本機関が指 週間計画と同 30分ごとの 30分ご	ごとの
別の需要電 別の需要電 定する2点 <u>-2点の時刻</u> 需要電力量 需要電力	量
一	
カ	
各月平休日別 各週平休日別 本機関が指定 週間計画と同 30分ごとの 30分	ごとの
の需要電力のの需要電力のする2点の時 - 2点の時刻調達分の計画調達分の計画調達分の計画	の計画
調達 最大値及び最 最大値及び最 刻の日別の調 の調達分の計 値 値	
計画 小値発生時の 小値発生時の 達分の計画値 画値	
各月平休日別 各週平休日別 本機関が指定 週間計画と同 30分ごとの 30分ご	ごとの
の需要電力のの需要電力のする2点の時 - 2点の時刻 販売分の計画 販売分の	の計画
販売 最大値及び最 最大値及び最 刻の日別の販 <u>の販売分の計</u> 値 値	
計画 小値発生時の 小値発生時の 売分の計画値 <u>画値</u>	
販売分の計画販売分の計画	

変 更 後 (変更点に下線)

- (※1)翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2) 提出日が休業日の場合も含む。
- (※3)週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

(発電契約者並びに一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出)

- 第139条 発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFIT電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、一般送配電事業者の供給区域ごとに、別表8-2に定める発電計画、調達計画及び販売計画(以下「発電販売計画等」という。)を、同表に定める提出期限までに、本機関に提出しなければならない。ただし、配電事業者が計画その他の情報を提出する場合においては、当該配電事業者が事業を行う一般送配電事業者の供給区域ごとに、当該一般送配電事業者が提出する計画その他の情報とあわせて本機関に提出することができる。
- 2 発電販売計画等には、次の各号に掲げる発電販売計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 発電計画 販売計画に対応した発電量調整供給契約で設定した単位ごとの発電又は放電に関する計画(一般送配電事業者又は配電事業者が<u>1時間前取引により販売する電気又は</u>調達したFIT 電源により発電された電気に係る計画を含む。)
- 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日 計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、

変 更 前(変更点に下線)

事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、<u>週間計画以前</u>は、 当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

- 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
- 3 発電契約者並びにFIT電源により発電された電気を調達及び供給している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなければならない。

4 (略)

別表8-2 発電販売計画等の提出

			74424 -	_ /= /////	, , , , e , , , , , , , , , , , , , , ,		
	出する 計画	年間計画 (第1~ 第2年度)	月間計画 (翌月、 翌々月)	週間計画 (翌週、 翌々週)	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
	発電計画	各月平休日 別の最大値 及び最小値 発生時の供 給電力	各週平休日 別の最大値 及び最小値 発生時の供 給電力	の時刻の日	(新設)	30分ごと の供給電力 量	
提出内容	販売 計画	の販売電力の	の販売電力の	本機関が指定 する2点の時 刻の日別の販 売電力	(新設)	30分ごとの販売分の計画値	
	調達計画	の販売計画の 最大値及び最 小値発生時の		· ·	(新設)	30分ごとの調達分の計画値	

- (※1)翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2) 提出日が休業日の場合も含む。

変 更 後(変更点に下線)

事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)

- 三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)
- 3 発電契約者、1時間前取引により電気を販売している一般送配電事業者及び配電事業者並びにFI T電源により発電された電気を調達している一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者 は、原則として、翌日計画以降においては、発電計画と調達計画の合計は販売計画と一致させなけれ ばならない。
- 4 (略)

別表8-2 発電販売計画等の提出

	出する	年間計画 (第1~	月間計画 (翌月、	週間計画 (翌週、	翌々日計画	翌日計画	当日計画
計画		第2年度)	翌々月)	翌々週)			(※1)
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午 前10時	<u>毎日</u> <u>午前10時</u> <u>(※2)</u> <u>(※3)</u>	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
		各月平休日	各週平休日	本機関が指	週間計画と同	30分ごと	30分ごとの
		別の販売計	別の販売計	定する2点	一2点の時刻	の供給電力	供給電力量
	発電	画の最大値	画の最大値	の時刻の日	の供給電力	量	
	計画	及び最小値	及び最小値	別の供給電			
		発生時の供	発生時の供	カ			
		給電力	給電力				
提		各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	週間計画と同	30分ごとの	30分ごとの
出	販売	の販売電力の	の販売電力の	する2点の時	一2点の時刻	販売分の計画	販売分の計画
内	計画	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の販	の販売電力	値	値
容		小値	小値	売電力			
		各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	週間計画と同	30分ごとの	30分ごとの
		の販売計画の	の販売計画の	する2点の時	一2点の時刻	調達分の計画	調達分の計画
	調達				の調達分の計	値	値
	計画	小値発生時の	小値発生時の	達分の計画値	画値		
		調達分の計画	調達分の計画				
		値	値				

- (※1)翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2) 提出日が休業日の場合も含む。

変 更 前(変更点に <u>下線</u>)	
(新設)	(※3) 週間

(※3)週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

変 更 後(変更点に下線)

(需要抑制契約者による計画の提出)

第139条の2 (略)

- 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 (略)
- 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)
- 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)

四 (略)

3 (略)

別表8-3 需要抑制計画等の提出

技	皇出する 計画	年間計画 (第1~	月間計画(翌月、	週間計画(翌週、	(新設)	翌日計画	当日計画 (※1)
损	出期限	第2年度) 毎年 10月末日	翌々月) 毎月1日	翌々週) 毎週水曜日午 前10時	(新設)	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
提出	1	各別制大小の需力 日神最最時制 日神の 日神の 日神の 日神の 日神の 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	制計画の最 大値及び最	本機関が指 定する2点 の時刻の目 別の需要抑 制電力	(新設)	30分ごと の需要抑制 電力量	30分ごとの需要抑制電力量
容	販売計画	各月平休日別 の販売電力の 最大値及び最 小値	各週平休日別 の販売電力の 最大値及び最 小値	する2点の時 刻の日別の販 売電力	(新設)	販売分の計画 値	30分ごとの販売分の計画値
	調達	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	(新設)	30分ごとの	30分ごとの

(需要抑制契約者による計画の提出)

第139条の2 (略)

- 2 需要抑制計画等には、次の各号に掲げる需要抑制計画等ごとに、各号に定める事項を記載するものとする。
- 一 (略)
- 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)
- 三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により一般送配電事業者の供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、翌々日計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)

四 (略)

3 (略)

別表8-3 需要抑制計画等の提出

			別 ()	0 而安仰啊。	一回寺の近田		
提	出する	年間計画	月間計画	週間計画			当日計画
		(第1∼	(翌月、	(翌週、	翌々日計画	翌日計画	(※1)
j	計画	第2年度)	翌々月)	翌々週)			(%1)
提出期限		毎年 10月末日	毎月1日	毎週水曜日午前10時	<u>毎日</u> <u>午前10時</u> <u>(※2)</u> <u>(※3)</u>	毎日 午前12時 (※2)	原則、30分 ごとの実需給 の開始時刻の 1時間前
		各月平休日	各週平休日	本機関が指	週間計画と同	3 0 分ごと	30分ごとの
		別の需要抑	別の需要抑	定する2点	一2点の時刻	の需要抑制	需要抑制電力
	需要	制計画の最	制計画の最	の時刻の日	の需要抑制電	電力量	量
	抑制	大値及び最	大値及び最	別の需要抑	<u>力</u>		
提	計画	小値発生時	小値発生時	制電力			
出		の需要抑制	の需要抑制				
内		電力	電力				
容		各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	週間計画と同	30分ごとの	30分ごとの
	販売	の販売電力の	の販売電力の	する2点の時	一2点の時刻	販売分の計画	販売分の計画
	計画	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の販	の販売電力	値	値
		小値	小値	売電力			
	調達	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	週間計画と同	30分ごとの	30分ごとの

		変	更 前(変更点に	下線)					変	更 後(変更点	に <u>下線</u>)		
計画	の販売計画の	の販売計画の	する2点の時		調達分の計画	画調達分の計画	計画	の販売計画の	の販売計画の	する2点の時	一2点の時刻	調達分の計画	調達分の計画
	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の調		値	値		最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の調	の調達分の計	値	値
	小値発生時の	小値発生時の	達分の計画値					小値発生時の	小値発生時の	達分の計画値	画値		
	調達分の計画	調達分の計画						調達分の計画	調達分の計画				
	値	値						値	値				
ベー				(新設)	30分ごとの	の 30分ごとの	ベー					30分ごとの	30分ごとの
スラ	_	_	_		計画値	計画値	スラ	_	_	_	_	計画値	計画値
イン							イン				_		
1 7							1 7						

- (※1)翌日計画に変更が生じた場合に提出する。
- (※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(新設)

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であって、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。

一•二 (略)

2 · 3 (略)

(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)

第141条 (略)

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

担山小フ	年間計画	月間計画	週間計画	(新設)	翌日計画	当日計画	
提出する	(第1~	(翌月、	(翌週、				
計画	第2年度)	翌々月)	翌々週)				
	毎年			(新設)	毎日	30分ごとの	
提出期限	毋午 3月25日	毎月25日	毎週木曜日		17時30分	実需給の開始	
	3月23日				(**)	時刻の1時間	

(※1)翌日計画に変更が生じた場合に提出する。

(※2) 提出日が休業日の場合も含む。

(※3)週間計画における翌々日に該当する日の各計画値を見直し、期限までに更新する。ただし、見直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)

第140条 再生可能エネルギー電気特措法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者又は配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する特定契約を締結している小売電気事業者等であって、その特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業又は配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を一般送配電事業者の供給区域ごとに作成する。なお、翌々日計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。

一•二 (略)

2 · 3 (略)

(一般送配電事業者及び配電事業者による計画等の提出)

第141条 (略)

別表8-4 供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画の提出

+:	日山十フ	年間計画	月間計画	週間計画	翌々日計画	翌日計画	当日計画
17	是出する	(第1~	(翌月、	(翌週、			
	計画	第2年度)	翌々月)	翌々週)			
		毎年			<u>毎日</u>	毎日	30分ごとの
拮	是出期限	毋午 3月25日	毎月25日	毎週木曜日	17時30分	17時30分	実需給の開始
		37231			(※1)	(※1)	時刻の1時間

亦							亦 更 忽 (亦更上)。 下始)								
変更(応下線)								変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)							
							前						<u>(%2)</u>		前
	供給	各月平休日別	各週平休日別	本機関が指定	(新設)	翌日の30分 ごとの需要電ごとの需要電 力量			供給	各月平休日別名	各週平休日別	本機関が指定		33 U A A A A A	
	区域	の需要電力の	の需要電力の	する2点の時				区域	の需要電力の	の需要電力の	する2点の時	1		当日の30分	
	需要	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の需				需要	最大値及び最	最大値及び最	刻の日別の需	-		ごとの需要電	
	電力	小値	小値	要電力			刀 重 		電力	小値	小値	要電力	の需要電力	力量	力量
	供給				(新設)				供給						
	区域	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対		需要電力に対	需要電力に対		区域	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対
	供給	する供給電力	する供給電力	する供給電力		する供給電力	する供給電力 する供給電力		供給	する供給電力	する供給電力	する供給電力	する供給電力	する供給電力	する供給電力
+=	電力							+=	電力						
提	供給				(新設)			提	供給						
出内	区域	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対		需要電力に対	需要電力に対	出内	区域	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対
容	予備	する予備力	する予備力	する予備力		する予備力	する予備力	容	予備	する予備力	する予備力	する予備力	する予備力	する予備力	する予備力
谷	力								力						
			需要電力に対	需要電力に対	(新設)	需要電力に対	需要電力に対	1			需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対	需要電力に対
	# * 4/\		する調整力必する調整力必ずる調整力必ずる調整力	なする調整力必		/ ! -√∧		する調整力必	する調整力必	な <u>する調整力必</u>	する調整力必	する調整力必			
	供給		要量(上げ)、	要量(上げ)、		要量(上げ)、	要量(上げ)、		供給		要量(上げ)、	要量(上げ)、	要量(上げ)、	要量(上げ)、	要量(上げ)、
	区域	_	調整力確保量	調整力確保量		調整力確保量	調整力確保量		区域	_	調整力確保量	調整力確保量	<u>調整力確保量</u>	調整力確保量	調整力確保量
	調整		(上げ)及び調 (上げ)及び調 (上げ)及び調 (上げ)及び調	圆 (上げ)及び調		調整		(上げ)及び調	(上げ)及び調	り <u>(上げ)及び調</u>	(上げ)及び調	(上げ)及び調			
	力		整力確保量(下	整力確保量(下		整力確保量(下	整力確保量(下		力		整力確保量(下	整力確保量(下	整力確保量(下	整力確保量(下	整力確保量(下
			げ)	げ)		げ)	げ)				げ)	げ)	<u>げ)</u>	げ)	げ)
(>)	(※)_提出日が休業日の場合も含む。				(>	<u>(※1)</u> 提出日が休業日の場合も含む。									
(亲	(新設)														

附則(令和 年 月 日)

(施行期日)

本指針は、令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第138条から第141条まで(第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。)の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

直しの結果、各計画値に変更がない場合は更新不要とする。

様式第13 (第14条関係)

送配電等業務指針変更認可申請書

令和5年6月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲 6-2-15

電気事業法第28条の46第1項後段の規定に基づき、送配電等業務指針の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容 別紙1のとおり。※添付略
- 2 変更しようとする年月日

令和5年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。ただし、第138条から第141条まで(第139条第1項、第2項第1号及び第3項を除く。)の改正規定は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。

- 3 変更しようとする理由 電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため。
- 4 送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要 別紙2のとおり。

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

送配電等業務指針の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
	・業務規程第178条第2項の規定により、本変更案(別紙1。
2023年3月22日	以下同じ。)について会員その他の事業者の意見聴取を実
~	施。
2023年4月11日	・意見は0件(2023年4月18日、意見聴取結果を本機関ウェ
	ブサイト上にて公表。)。
2023年5月12日	・2023 年度第1回評議員会により、本変更案を議決。
2023年5月15日	・第403回理事会において、本変更案を議決。
2023年6月7日	・第 16 回通常総会において、本変更案を報告。